

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

抗 議 文

我孫子市議会は、これまで、千葉県提案の手賀沼流域下水道終末処理場を4市1組合すべての放射性物質を含む焼却灰等の一時保管場所とすることに対し、3回にわたり受け入れ拒否及び白紙撤回の決議を全会一致で可決し、千葉県知事に対しその意思を表明してきた。

さらに、平成24年6月18日に千葉県知事が高濃度放射性物質を含んだ焼却灰を手賀沼流域下水道終末処理場に一時保管することを一方的に発表したことに対しても、我孫子市議会として強く抗議してきた。

我孫子市議会は、これまでの決議、抗議後も何ら新たな提案もしない千葉県知事に対し、7月31日「高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所に関する質問状」を提出し、8月16日に千葉県知事からの回答を得たが、その回答は到底市民の納得を得られるものではなく、8月24日に再質問状を提出し、千葉県知事に改めて回答を求めたが、一回目の回答から何ら進展がなく、到底納得の得られるものではない。

しかし、千葉県は、手賀沼流域下水道終末処理場にごみ焼却灰を保管するための前提工事として、一時保管施設場内工事及び植栽移植工事を去る9月5日に発注業者を決定するなど、県のペースで計画を進めてきた。

また千葉県は、9月18日、我孫子市立布佐南小学校において、我孫子市内の近隣自治会及び農地耕作者を対象に、ごみ焼却灰の一時保管に係る説明会を実施したが、反対の意見が相次ぎ、地元住民の不安は全く解消されていない。

しかし、千葉県は、同日の説明会開催前に、本来必要である都市計画法第65条の許可申請を印西市に提出することなく、高濃度放射性物質を含んだ焼却灰を手賀沼流域下水道終末処理場に保管する施設を建設するための建築確認申請を、千葉県条例に違反していることを承知のうえで、印西市を経由することなく提出し、わずか3日後の9月21日に確認済証を交付し、一時保管施設の建設に着手した。この行為は、我孫子市民ばかりか地元住民を無視したものであり到底許されるものではない。

よって、我孫子市議会の度重なる意思を無視した一時保管施設の工事着手は、極めて遺憾であり、直ちに中止するよう強く抗議する。

平成24年9月24日

千葉県我孫子市議会議長

川 村 義 雄